(e) 仲裁のための委員会の決定は、事案について申立てをした者が当該決定を受け入れない場合を除くほか、当該申立てをした者が所定の期間内に当該決定を受け入れた時において、この条の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意による当該事案全体の解決とみなされ、かつ、両締約国を拘束する。仲裁のための委員会の決定による解決は、両締約国の法令上のいかなる期間制限又は手続上の制限（当該解決を実施するための手続上の制限を除く。）にもかかわらず、実施されなければならない。

(f) 5及びこの7の規定に基づく仲裁手続の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びそれらの職員は、次条の規定に基づき情報の開示を受けることができる者又は当局とみなされる。

(g) 仲裁手続に関連する情報（仲裁のための委員会の決定を含む。）は、この条約及び両締約国の法令によって開示することが認められる場合を除くほか、両締約国の権限のある当局によって開示されない。さらに、仲裁手続の過程において作成され、又は仲裁手続に関連する全ての資料は、次条の規定に従って両締約国の権限のある当局の間で交換された情報とみなされる。

(h) 両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の全ての構成員及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面により、仲裁手続に関連する情報（仲裁のための委員会の決定を含む。）を開示しないこと並びに次条に規定する秘密及び不開示に関する規定並びにこれに類似する両締約国の関係法令の規定に従うことに合意することを確保する。当該書面は、これらの者が仲裁のための委員会の職務を遂行することを受け入れる旨の記述も含むものでなければならない。この(h)の規定にかかわらず、仲裁のための委員会の構成員又はそれらの職員は、両締約国の権限のある当局に対して仲裁のための委員会の決定を開示する。

(i) 両締約国の権限のある当局は、最初の仲裁手続が開始される日の前に、次に掲げる事項に関する5、6及びこの7の規定と整合的な期間及び手続について、書面によって合意する。

(i) (c)(i)及び(d)(i)の規定に基づき仲裁手続が開始される日が変更された場合において、その変更された日を事案について申立てをした者に対して通知すること。

(ii) 事前価格取決めに関連する仲裁の適切な適用（事前価格取決めに関して仲裁手続が開始される日に関する規則を含む。）

(iii) 関係者、権限を与えられたその代理人及び仲裁のための委員会の構成員（それらの職員を含む。）のそれぞれから、5(b)及び7(h)の規定によって求められる不開示に関する表明を取得すること。

(iv) 仲裁のための委員会の構成員の任命

(v) 両締約国の権限のある当局による仲裁のための委員会への解決案、意見書及び応答書の提出

(vi) 事案について申立てをした者が、仲裁のための委員会による検討のために、当該事案についての自己の意見及び分析を記載した書面を提出すること。

(vii) 仲裁のための委員会による両締約国の権限のある当局への決定の送付

(viii) 事案について申立てをした者による仲裁のための委員会の決定の受入れ又は拒否

(ix) 仲裁のための委員会によるその任務の遂行のために必要な追加的な手続の採用

両締約国の権限のある当局は、5、6及びこの7の規定を効果的かつ適時に実施するために必要な他の規則及び手続について、書面によって合意することができる。

第十二条

条約第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条1及び第二条の規定による制限を受けない。一方の締約国の権限のある当局から特に要請があった場合には、他方の締約国の権限のある当局は、文書（帳簿、書類、財務諸表、記録、計算書及び書面を含む。）の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課、徴収若しくは管理、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第十三条

条約第二十七条を次のように改める。

第二十七条

1　両締約国は、この条の規定に従い、租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の協定の規定に反しない場合に限る。）並びに利子、徴収の費用、当該租税に対する附加税及び当該租税に関連する民事上又は行政上の金銭罰（以下この条において「租税債権」という。）の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条1及び第二条の規定による制限を受けない。一方の締約国は、当該一方の締約国の法令によって認められる範囲においてのみ、支援を行う。